

1 地籍調査・デジタル化を  
行う考えは

**町長** 少しお時間を頂ければと思っております。

5 **問** 鞍手町は昭和31年から38年にかけて国土調査(地籍調査)が実施されていますが、その精度は如何なものかと思われませんが。

10 **町長** 当時の調査が不十分であったことに起因すると思われる問題があるのは承知をいたしていますが、町の単独事業で何十億も掛ると聞いており現状としては非常に厳しいと考えております。

20 **問** 今後、鞍手町発展のため行われるであろう、土地地区画整理事業や市街地再開発事業のような面的な開発事業、道路・街路整備事業、マンション建設などの民間開発事業など、様々な形でまちづくりを進めていく上で、土地の境界確認の作業が必要とな

ります。しかし、精度の不十分な状態を放置すれば、土地の境界確認完了までの期間が長期化するばかりか、土地の境界確認に要する多額の費用等を、事業を実施する者(民間等)自身が負担せざるを得ないことから、土地利用やまちづくりを阻害する要因となります。このままでは、

①土地の境界が不明確で、土地取引等を行う際にリスクを抱えます。②まちづくり計画等の支障であり、また民間開発にも大きな支障を生じます。③大規模災害の場合など復旧の遅れの要因にもなります。④公共用地の適正管理への支障となります。⑤適切な森林管理等の支障ともなります。

再度、地籍調査を行えば効果として①土地の境界をめぐるトラブルの未然防止。②登記手続の簡素化・費用縮減。③土地の有効活用の促進。④建築物

の敷地に係る規制の適用の明確化。⑤各種公共事業の効率化・コスト縮減。

⑥公共物管理の適正化。⑦災害復旧の迅速化。⑧課税の適正化・公平化。⑨デジタル化にすることでGIS(地理情報システム)による多方面での利活用など精度の高い地籍調査をすることで、町民の方にも各種公共事業にもメリットはたくさんあります。

**町長** 予算面もありますので少しお時間を頂ければと思っております。